

自転車等駐車場 質疑回答書

No	質問	回答
1	<p>【募集要項 1^ア-① 冒頭:新規事業社の参入促進や事業者間の競争性確保の観点について】</p> <p>質問: 同一応募者が全グループにおいて、最も高い得点を獲得し、独占した場合、次点において、1点差以内かつ固定納付額に点数差を乗じた値が最も低い次点候補者が全グループにいる場合、すべてのグループで次点事業者が選定されるということでしょうか。反対に、諸条件を満たした次点候補者がいない場合は、独占があり得るということでしょうか。</p>	<p>募集要項の記載のとおり、全グループを同一応募者が独占し、かつ次点者が一定の条件を満たす場合、次点者のうち「1点差以内かつ固定納付額に点数差を乗じた値が最も低いグループ（値が同じ場合は固定納付額が低いグループ）」の1グループのみ、次点者を指定候補者とします。したがって、すべてのグループで次点者が選定されるわけではありません。また、条件を満たす次点者がいない場合は、同一応募者による独占となることもあり得ます。その他、本件に係る制約は募集要項に記載されている内容が全てとなります。</p>
2	<p>【募集要項 2^ア-①:1(6) 及び 応募関係書類「別紙2」(添付資料:様式A~F関係)の納税証明書等】</p> <p>質問:提出が求められている各種納税証明書について、具体的にどのような種類(国税、地方税、それぞれの税目など)が必要かご教示をお願いします。</p>	<p>直近2年分について、以下の納税証明書等を御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税：所得税（個人の場）又は法人税、消費税及び地方消費税 ・地方税：法人市民税、固定資産税 ・水道料金及び下水道使用料（主たる事務所の所在地が京都市外の場合のみ）
3	<p>【募集要項 4^ア-①:(3) 指定管理者の収入と本市への納付金 ②変動納付金について】</p> <p>質問:賃金・物価変動率の事業者負担として、算出した変動額から当年度支出実績の各経費(人件費、光熱水費、その他物件費)の1%以内を加減すると記載がありますが、例えば人件費が1,122円から1,189円に上昇した場合、上昇した金額の1%セトを変動納付金から減額いただくという認識で合っていますでしょうか。違う場合は、具体的事例を挙げてご教授をお願いします。</p>	<p>御認識とは異なります。本規定は、賃金・物価の変動リスクのうち1%までは指定管理者の負担とする（市への納付金を減額させない）趣旨のものです。指標が上昇して経費が増加した場合、そのまま計算すると変動額（納付金）が減少してしまうため、算出した変動額に増加分（各経費の1%以内）を「加算」して市へ納付いただくことになります。</p>
4	<p>【募集要項 9^ア-①:6 指定候補者の選定等 (1) 指定候補者の選定方法について】</p> <p>質問:プレゼンテーション時に提案資料とは別の資料を使用する場合、提案書の提出期限である令和8年7月1日までに提出をしなければいけない認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。プレゼンテーション投影資料についても、提案書類の提出期間内（令和8年6月25日～7月1日）に御提出いただく必要があり、後日の追加資料の受領は認められません。</p>
5	<p>【仕様書 1:施設概要(24時間営業・開放の可否)】</p> <p>質問:各グループの対象施設において、24時間営業又は出入口を24時間開放することは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aグループ：西大路御池駅 ・Bグループ：太秦、嵯峨嵐山駅 ・Dグループ：桂駅東口、桂駅南、桂駅西口、西院、西京極 	<p>各施設の入退場時間は、本市が条例及び規則（京都市自転車等駐車場条例施行規則など）で定めていますが、利用者の利便性向上やニーズ等を踏まえ、御提案いただくことは可能です。ただし、実際に運用時間を変更して実施する場合には、指定管理者として選定された後に本市と事前協議を行い、市長の承認や必要に応じた規則等の改正手続きを経る必要があります。</p>
6	<p>質問:Aグループの施設(国際会館駅、松ヶ崎駅、太秦天神川駅、東野駅、柳辻駅、醍醐駅、御射山)Bグループの施設(太秦、嵯峨嵐山駅)Dグループの施設(桂駅東口、桂駅南、桂駅西口、西院、西京極)の出入口の開閉管理は、有人での開閉管理対応でしょうか。それとも自動での開閉管理でしょうか。</p>	<p>現在は基本的に有人での開閉管理を行っておりますが、本市として有人での開閉管理を求めるものではありません。確実な施設対応や、トラブル発生時の迅速な対応など、適切な管理体制を確保できる場合は自動での開閉管理も可能です。なお、駅併設の施設においては鉄道事業者との協議が整うことも自動での開閉管理の条件となります。</p>
7	<p>【様式1:実績を示す書類の添付について】</p> <p>質問:「※上記の実績を示す書類を添付してください。(例:契約書鑑の写し等)」とありますが、管理年数が長く契約書が複数にわたる場合、初回の始期(契約開始)を示す契約書のみでよいのでしょうか。</p>	<p>初回の契約書のみでは、現在までの継続期間や実績年数が確認できないため、直近の契約書など、記載いただいた管理年数（実績期間全体）を客観的に証明できる書類を併せて御提出ください。</p>
8	<p>【様式1~様式8:全体の制約について】</p> <p>質問:各様式の要旨には文字数制限が設けられていますが、それ以外の制約(例:様式ごとのページ数制限など)はありますか。</p>	<p>文字数制限が明記されている項目以外については、様式ごとのページ数等の制限は特に設けておりません。</p>
9	<p>【応募関係書類「別紙2」頭書:提出部数の記載について】</p> <p>「正本として1部を持参するとともに、副本をメールにて御提出ください。」とある一方で、(添付資料:様式A~F関係)と(添付資料:様式1~9関係)の横に「2部」との記載があります。この「2部」が何を意味しているのか(正本・副本の構成や持参部数など)ご教示ください。</p>	<p>提出書類の記載に誤りがございました。 添付資料：様式A～F関係、添付資料：様式1～9関係につきまして、正本として1部を御持参いただくとともに、副本をメールにて御提出ください。</p>

10	<p>【応募関係書類「別紙2」頭書5:ファイル結合とデータ容量について】</p> <p>質問:「副本は、正本を4つのファイルごとにPDFファイルへ変換し」と記載がありますが、様式毎、添付資料ごとに提出ではなく、結合して提出するという認識で正しいのでしょうか。</p> <p>例:様式A、様式B・・・とそれぞれ提出ではなく、様式A～Gを1つのファイルとして提出する。加えてメールにて提出する場合、受信側のデータ容量制限(上限)はありますでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。指定された4つの区分ごとに結合したPDFファイルとして御提出ください。(プレゼンテーション投影資料を提出する場合は、5つのファイルになります。)</p> <p>なお、メールで提出する場合の受信データ容量の上限は概ね10MB程度となります。大容量になる場合は、事前にご相談ください。</p>
11	<p>【応募関係書類「別紙2」:(プレゼンテーション)投影資料(匿名で作成)について】</p> <p>質問:プレゼンテーション投影資料を作成するにあたり、ページ数やサイズ(スライドの比率など)の制限はありますでしょうか。</p>	<p>ページ数の制限はありませんが、指定されたプレゼンテーション時間の範囲内で説明可能な分量としてください。スライドのサイズ(比率)に指定はありません(16:9、4:3のいずれも可)が、PowerPoint形式とし、Windows端末で正常に投影できるものとしてください。</p>
12	<p>【別紙3:2(3)維持管理について】</p> <p>質問:項目内に記載のある「長寿命化計画含む」とは、具体的にどのような内容や対応を指すのでしょうか。</p>	<p>施設の維持管理に必要な日常点検やパトロール等に加え、施設の長寿命化の観点から機器の劣化を未然に防ぐ工夫や、独自の技術的工夫など施設の老朽化を抑制し長寿命化を図るための具体的な提案を想定しています。</p>
13	<p>【匿名で作成するもの:様式5(2)詳細欄と添付マニュアルの記載内容について】</p> <p>質問:様式5(2)の詳細欄には「設備及び備品の維持管理」「施設及び施設周辺の清掃」「施設の警備」とあり、添付資料として「運営規程(案)」「清掃マニュアル」「警備マニュアル」「維持管理マニュアル」「利用者対応マニュアル」が指定されています。様式5の本体には、これらの中から「維持管理」「清掃」「警備」の具体的な内容を絞って記載するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。様式5の本文には取組内容の要点や考え方を記載いただき、詳細な手順や作業内容等については添付のマニュアル等で示してください。</p>
14	<p>提出書類(提案資料確認欄)ISO14001又はエコアクション21等の認証取得に関する箇所</p> <p>共同事業体(コンソーシアム)として応募する場合、ISO14001エコアクション21その他これらに類する環境マネジメントシステム認証については、代表企業のみが認証を取得している場合でも提出要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。また、構成員が認証を取得していない場合であっても、共同事業体として応募可能でしょうか。御教示ください。</p>	<p>共同事業体の構成団体のうち、いずれかの団体が認証を取得していれば、その写しを御提出いただくことで要件を満たします。また、構成員が認証を取得していない場合であっても応募は可能です。</p>
15	<p>募集要項提出書類(様式A～G添付資料)</p> <p>複数の募集グループに応募する場合、様式A～Gに係る添付資料については応募グループごとに原本の提出が必要でしょうか。又は、原本を1部提出し、その他のグループについては写しの提出で差し支えないでしょうか。御教示ください。</p>	<p>応募するグループごとにそれぞれ原本の提出が必要です。</p>
16	<p>募集要項提出書類(様式A～G添付資料)</p> <p>様式A～Gに係る添付資料について、共同事業体(コンソーシアム)として応募する場合は、添付資料として求められている各書類について、全ての構成団体分の提出が必要との認識でよろしいでしょうか。必要書類の範囲について御教示ください。</p>	<p>御認識のとおりです。複数の団体が共同事業体を結成して申請する場合は、構成する全ての団体について様式A～Gに係る添付資料の提出が必要です。</p>
17	<p>募集要項納税証明書等</p> <p>納税証明書等として「ア所得税又は法人税」「イ消費税及び地方消費税」等の記載がありますが、ア～エのうちいずれか1種類を提出するとの認識でしょうか。それとも、該当する全ての証明書の提出が必要でしょうか。御教示ください。</p>	<p>ア～エに記載されている全ての税金等について、納税証明書等の提出が必要です。なお、エについては主たる事務所の所在地が京都市外の場合のみ必要です。</p>
18	<p>募集要項納税証明書等</p> <p>消費税及び地方消費税に係る納税証明書について、『納付すべき税額が分かる証明(その1)』又は『未納の税額がないことの証明(その3、その3の3)』のいずれを提出すればよいか御教示ください。</p>	<p>未納の税額がないことを確認するため、『未納の税額がないことの証明(その3、その3の3)』を御提出ください。</p>
19	<p>募集要項納税証明書等</p> <p>共同事業体(コンソーシアム)として応募する場合、納税証明書等については代表団体のみならず、全ての構成団体について提出が必要との認識でよろしいでしょうか。御教示ください</p>	<p>御認識のとおりです。共同事業体を構成する全ての団体について提出が必要です。</p>

20	募集要項3 (3)イ本市への納付金 過年度支出実績について、施設別かつ費目別(人件費、保守 点検費、修繕費、光熱水費、通信費、消耗品費、警備費、キャッシュレス決済関連費用等)の実績資料がございましたら 御提供ください。	別紙4を御確認ください。
21	募集要項3 (3)イ本市への納付金 自動販売機収入その他収入等の区分別実績を御教示ください。	本市が設置している飲料自動販売機等に係る電気料金の請求及び収納は指定管理者の業務ですが、当該収入は飲料自動販売機等設置事業者の収入となります。指定管理者の収入には含まれないため、実績の開示はしていません。
22	募集要項3 (1)ウ管理人駐在時間 現在の人員配置体制について、指定管理者の提案によりシフト構成、巡回体制及び配置人数を変更することは可能でしょうか。また、現事業者の巡回体制及び配置人数を御教示ください。	供用時間中は駐在することを基本としていますが、事前に本市との協議のうえ、駐在時間の短縮(無人化等)や巡回体制の変更を御提案いただくことは可能です。現在の配置人数や駐在時間については、別紙1「施設概要」等を御確認ください。
23	募集要項3 (3)イ本市への納付金 当該納付金は、課税取引に該当し消費税が課されるのか、または課されない(不課税/非課税等の区分を含む)のかを御教示ください。	本市への納付金(固定額及び変動額)については、消費税の課税対象外(不課税)として取り扱います。
24	仕様書 全般 各施設における電気料金、水道料金及び通信費について、直近3か年の年間実績を施設別に御教示ください。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
25	仕様書 全般 キャッシュレス決済に係る年間決済額、決済比率及び年間手数料実績について御教示ください。	年間の実績はデータがなく提示できませんが、通年で利用者が少ない傾向にある2月(令和8年)の全施設のキャッシュレス売上は約1,300万円で、キャッシュレス決済比率は約33%です。手数料は概ね3~4%です。
26	仕様書 全般 各施設の定期利用契約数及び定期待機者数について、月平均実績を御教示ください。	別紙5を御確認ください。定期待機者数等については本市で詳細を把握していません。
27	仕様書3 (8)設備、機器类等故障 時における状況把握及び修繕 指定管理者負担となる修繕の範囲及び金額基準について御教示ください。	募集要項に記載のとおりです。(「京都市自転車等駐車場指定管理者募集要項」の(15)リスクの負担区分を御確認ください。)
28	仕様書 全般 指定管理者が変更となった場合、現利用者が使用している定期券、定期利用カード又は登録情報について、次期指定管理者へ引継ぎのうえ継続利用可能との認識でよろしいでしょうか。	現在の定期契約者に不利益のないよう、現指定管理者と協議を行っていただき、継続利用等の適切な引き継ぎを行ってください。
29	仕様書 全般 仕様書等に記載されている「回数券」とは、プリペイドカード方式による利用を指すとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
30	仕様書別紙1各施設設備概要 備品の所有区分について、京都市所有物及び現指定管理者所有物の内訳を御教示ください。	別紙6及び別紙7を御確認ください。別紙1「施設概要」の設備概要に記載のある設備・機器については本市の所有です。それ以外の管理運営に必要な物品(本市設置の机、ロッカー等を除く)は現指定管理者が独自に調達したものであり、原則撤去されます。
31	仕様書別紙1各施設設備概要 キャッシュレス決済機能付き精算機について、設置している駐輪場名及び設置台数並びにブランドごとの月額費用及び決済手数料率について御教示ください。	設置状況については別紙1「施設概要」を御確認ください。 月額費用については下記の通りです。 ・クレジット決済(※): 6,000~7,000円/台 ・電子マネー決済: 2,000円/台 ・コード決済: 2,000円/台 ※1か月の決済が3ヵ月平均して1,000件以上の場合は2,000円(税別)の追加費がかかります。 手数料は概ね3~4%です。
32	仕様書別紙1各施設設備概要 新指定管理者に残置される消火器・照明・カメラの個数を、施設ごとに教えてください。あわせて京都市所有物及び現指定管理者所有物の内訳を御教示ください。	現指定管理者所有物の備品につきましては、別紙7を御確認ください。現在設置されているカメラ等の備品で、現指定管理者所有物の備品以外のものについては、運営上差支えがない範囲で、本市が設置しております。

33	仕様書別紙1ほ3 地下駐輪場の夜間管理 防犯体制等を強化したうえで、夜間無人化又は有人時間短縮を提案することは可能でしょうか。	市営地下鉄併設の地下駐輪場について、防犯体制が整備されていると確認できる場合、必ずしも夜間の有人体制を求めるものではありません。防犯体制等を強化したうえで、無人化や駐在時間の短縮を御提案いただくことは可能です。
34	仕様書 全般 利用者サービス向上及び収益向上を目的として、指定管理者による自主提案事業を実施することは可能でしょうか。	自主事業として提案し実施することは可能です。ただし、指定管理者として選定された後、本市との事前協議が必要であり、公序良俗に反するものや施設の目的を妨げるものは不可となります。自主事業については「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」を御確認ください。
35	仕様書 全般 デジタルサイネージ、広告掲出又はネーミングライツ等による収益事業提案は可能でしょうか。	提案可能です。ただし、指定管理者として選定された後、本市との事前協議が必要であり、施設内外に設備を設置する場合は条例に基づき目的外使用許可（使用料徴収）が必要となる場合があります。
36	仕様書 全般 WEB定期申込、オンライン決済等の導入提案は可能でしょうか。	WEB定期申込やオンライン決済等のシステムの導入提案は可能ですが、以下の条件があります。 導入・運用費用はすべて指定管理者の負担であり、期間終了後の原状復旧と市民サービスを低下させないことを前提に、本市との事前協議が必要です。また、個人情報を扱うため、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報管理責任者の配置や内部規定の整備など、適切な保護体制を構築することが求められます。
37	仕様書 全般 機械式駐輪場における過去5年間の事故件数、事故内容及び主な発生原因について御教示ください。	指定管理者で対応している軽微な事故等については把握していませんが、本市が対応する重大な事故等については発生しておりません。
38	仕様書 全般 指定管理者に求められる保険加入義務について、施設賠償責任保険、動産保険、車両保険その他必要とされる保険の種類及び補償条件を御教示ください。また、現指定管理者が加入している保険内容の概要について開示可能な範囲で御教示ください。	具体的な要件の指定はありませんが、指定管理者は業務の履行に関して発生した損害について賠償するため、損害賠償責任保険へ加入する義務があります。現指定管理者の加入内容については開示しておりません。
39	仕様書 全般 放置自転車対応、長期滞留車両対応及び撤去実績について、施設別に御教示ください。	自転車等駐輪場内に1週間動いていない状態で駐輪されている車両は長期滞留とみなし、所定の場所へ移動させます。その後、最初の1週間も含む1ヶ月間長期滞留している車両については、随時撤去処分の対象として対応しています。 放置自転車の撤去台数等の実績については、本市から提供する参考資料【別紙8】の範囲内で御確認ください。
40	仕様書 全般 現在使用している精算機・ゲート機器等のメーカー名、型式及び導入年度について御教示ください。また、機器更新等が必要となる場合において、更新期間中の施設運営及び利用者対応について、貴市として想定されている望ましい対応方針がございましたら、御教示ください。	機器の型式等については、別紙9を御確認ください。 更新が必要となる場合の対応方針については、市民サービスが低下しないよう、指定管理者において適切な代替措置（一時的な有人対応や事前周知等）を講じていただきます。
41	仕様書 全般 過去3年間における利用者からの主な苦情・要望内容及び対応状況について御教示ください。	別紙10を御確認ください。
42	仕様書 全般 災害時、停電時又は機器故障時における現行運営フローについて御教示ください。	自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえで本市をはじめ関係機関に通報するとともに、京都市地域防災計画に定めた災害応急対策に準じた対応を行っていただきます。詳細な危機管理体制や対応マニュアル等については、あらかじめ本市と協議のうえ、各指定管理者が独自に作成し運用しているため、本市から開示できる現行の詳細な運営フロー等はございません。詳細は募集要項の「危機管理対応」の項目を御確認ください。
43	仕様書 全般 月極利用の更新率及び解約率について、直近3か年の実績を御教示ください。	月極利用の更新率及び解約率に関する実績は、本市で把握しておりません。
44	仕様書 全般 現指定管理者において実施している利用促進施策（キャンペーン、SNS、地域連携等）がございましたら御教示ください。	指定管理者において、ホームページ等を活用した情報発信、自転車ルールブックの寄贈、放置が多い場所や駅前等において自転車利用のPR活動等の自主的な取組を実施しております。

45	仕様書 全般 現在、監視カメラ映像の保存期間及び閲覧体制についてどのように運用されているか御教示ください。	「建設局所管の自転車等駐車場に設置する防犯カメラの運用に関する要綱」に基づき、各指定管理者において適切に管理・運用（保存期間の遵守や適切な閲覧制限等）を行っていただきます。 参考URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000163597.html
46	仕様書 全般 各施設において通信回線を使用している設備一覧及び回線種別（光回線、LTE等）について御教示ください。	各施設において使用しております回線は、LTEです。
47	仕様書 別紙1各施設 現在、各施設において出入口の開閉を手動で行っている箇所がございましたら、対象施設及び対象箇所を御教示ください。	国際会館駅、松ヶ崎駅、太秦天神川駅、西大路御池駅、東野駅、柳辻駅、醍醐駅、太秦、桂駅東口、桂駅南、桂駅西口、西院、西京極の自転車等駐車場について出入口の開閉を手動で行っています。
48	仕様書 別紙1 各施設 出入口の自動開閉化について、指定管理者による機器導入提案は可能でしょうか。また、導入に当たり必要となる協議事項等がございましたら御教示ください。	指定管理期間終了後の原状復旧や、市民サービスの低下を招かないこと等を条件として、指定管理者の費用負担により、新規機器の導入を御提案いただくことは可能です。 なお、出入口の自動開閉化については確実な施錠対応や、トラブル発生時の迅速な対応など、適切な管理体制を確保できる場合、かつ、駅併設の施設においては鉄道事業者との協議が整った場合は可能です。
49	応募関係書類 様式C調査同意書（水道料金・下水道使用料） 調査同意書の表面には「記入欄が不足する場合は、主たる事業所や使用量が多いものから優先的に記入」とあり、裏面には「該当するすべての事業所等を記入」とありますが、全件記入が必要との認識でよろしいでしょうか。また、記入欄が不足する場合の記載方法についても御教示ください。	調査対象となる水道利用者名義がある場合は該当する全ての事業所等をご記入ください。様式上の記入欄が不足する場合は、主たる事業所や使用量が多いものから優先的に記入のうえ、不足分は別紙（任意様式）等に追記して御提出ください。
50	応募関係書類 様式9-①「（参考）令和5年度、令和6年度の修繕費の平均額」 グループごとの支出欄には「保守・修繕費」と記載されていますが、公開されている総支出額との間に相当の差異が見受けられます。当該金額については、「修繕費」のみではなく、「保守費及び修繕費の総額」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	「公開されている総支出額」とは施設概要に記載の、支出のグループ合計の金額と推察しますが、当該金額は指定管理者が施設の管理運営を行うにあたって要した「必要な経費のすべて」の合計金額を指しています。具体的には、先ほどの「保守・修繕費」だけでなく、人件費、光熱水費、通信費、消耗品費などの運営にかかる経費のほか、消費税、事業所税、各種保険料などもすべて含まれた金額となっています。
51	募集要項4ページ②変動額の考え方について、「賃金・物価変動の事業者負担として・・・指標が上昇した場合は1%加算、下落した場合は1%減算」とあります。この文章の主旨は仮に5%指標が上昇した場合、その5%分の増加した費用を当年度支出実績に計上して変動納付金を算出するため、間接的に貴市が負担するが、そのうち1%は事業者負担として変動納付金に加算するという「賃金・物価スライド制度」と同様の考え方という認識で間違いはないでしょうか、ご教示ください。	御認識のとおりです。
52	募集要項4ページ②変動額の計算式について、支出実績は当年度支出実績と記載されておりますが、提出書類（様式9）では過年度支出実績と記載されております。当年度支出実績が正しいと認識しておりますが、間違いはないでしょうか、ご教示ください。	提出書類（様式9-①）の記載に誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。 様式9-① 正：「（当年度収入実績－当年度支出実績－納付金の固定額）×□%」 誤：「（当年度収入実績－過年度支出実績－納付金の固定額）×□%」 変動額の算出においては「当年度支出実績」が正しいです。なお、固定額の算出には「過年度支出実績」を用います。

53	募集要項4ページ②変動額の計算式について、各経費の1%以内を加減するとありますが、この基準となる指標とは、各経費の上昇率（消費者物価指数など）もしくは支出実績の前年比となるのでしょうか、ご教示ください。また、加減する対象は変動額でよろしかったでしょうか。	指定管理業務の支出総額を人件費、光熱水費、その他物件費の3つに分け、それぞれに変動を測る公的な指標を設定します。指標の考え方については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針別冊賃金・物価スライド制度マニュアル」に準じるものとします。また、加減する対象は、御認識のとおり変動納付金のみです。
54	仕様書の業務内容（10）施設の維持管理について、各施設において現在実施されている委託業務、委託先を開示願います。また実施する機器保守等の回数など仕様がありましたら、あわせてご教示ください。	現指定管理者において、適切な仕様・範囲の清掃や保守等を実施・再委託しています。現指定管理者の再委託先等については法人情報にあたると思われるため開示しておりません。機器保守等の回数については、仕様書の記載や関係法令等に基づき適切に実施してください。
55	各施設においてキャッシュレス決済端末が導入されておりますが、決済端末の利用料および決済手数料は指定管理者が支払うのでしょうか。また直近3年間の実績があれば併せてご教示ください。	キャッシュレス機能付き精算機の月額費用及び決済手数料等は指定管理者の負担となります。直近3年間の実績はデータがなく提示できませんが、通年で利用者が少ない傾向にある2月（令和8年）の全施設のキャッシュレス売上は約1,300万円で、キャッシュレス決済比率は約33%です。
56	現在、キャッシュレス決済端末の更新が行われているとお見受けしましたが、更新後の端末についてご教示いただけますでしょうか。（月額利用料、使用可能金種、手数料率など）	月額費用については下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット決済(※)：6,000～7,000円/台 ・電子マネー決済：2,000円/台 ・コード決済：2,000円/台 ※1ヵ月の決済が3ヵ月平均して1,000件以上の場合は2,000円(税別)の追加費がかかります。 利用可能なブランドは下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード（JCB,American Express,DinersClub,VISA,Mastercard） ・QUICPay ・コード決済(PayPay,aupay,d払い,楽天ペイ,メルペイ) ・交通系電子マネー(PiTaPa除く) ・楽天Edy ・WAON ・nanaco ・iD 手数料は概ね3～4%です。
57	各施設の直近3年間における水光熱費の実績を開示いただけますでしょうか。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
58	各施設に設置されている精算機等は、現在ミライIDの認証に対応されているのでしょうか。また、対応している場合、仕様書に記載はありませんが、対応を継続する必要がありますでしょうか、ご教示ください。	ミライIDの認証に対応しております。仕様書に記載はないですが、SDGsの観点から継続する必要があると考えます。
59	京都マラソンにおける無料開放について、開催日の終日を無料開放とするのでしょうか、またその方法はゲートの開放で対応するのでしょうか。無料開放に関する詳細な仕様があればご教示ください。	無料開放時間は、例年開催日の午前7時から午後8時までとしています。施設がゲート式の場合は御認識のとおり、ゲートを開放した状態で運用しています。電磁ロック式の場合はフリーロック状態としています。ただし、仕様で定められているわけではないので、本市と協議のうえ、当該時間を無料開放できる場合は、別の方法でも問題ありません。
60	建築基準法に基づく点検を指定期間内に2回実施するとありますが、対象施設、設備の概要、実施年度をお教え願います。また、上記内容は3年に1回実施する建築物定期点検のことで認識しておりますが、年1回実施する必要がある建築設備、防火設備定期点検については、業務仕様書（19）に基づいて実施するという認識でよろしいでしょうか。こちらも対象施設、設備概要などをご教示ください。	点検については建築基準法第12条に基づいた対象施設において実施してください（業務仕様書 3（18））、また、対象とならない場合についても施設全体の劣化度状況を把握する有資格者による点検を実施してください（A・B業務仕様書 3（21）、C・D業務仕様書 3（20））。設備については各施設の施設概要を御確認いただき、建築基準法第12条に基づく設備において実施してください。実施年度については令和9年度と令和12年度を想定していますが、前回の実施年度を考慮し、本市との協議において、実施年度を決定します。

61	Aグループ、Bグループの業務仕様書(21)、Cグループ、Dグループの業務仕様書(20)の記載内容について、対象外施設も含めた全施設を指定期間内に2回点検を行うという事でしょうか、ご教示ください。	御認識のとおりです。 ただし、対象外施設について、設備の重要度や現状の健全性等の現地状況を精査して、点検の不要性が客観的に判断できる場合は、点検の実施について本市との協議により決定します。
62	Bグループの業務仕様書(22)に記載されている業務はAグループの業務ではありませんでしょうか。Bグループの業務である場合、現在はどのように実施しているのかご教示ください。	「2仕様書」のページの並び順に誤りがございました。申し訳ございません。 2ページ目と4ページ目の内容が入れ替わって掲載されております。 御指摘のとおり、Bグループの業務仕様書(22)に記載されている業務はAグループの業務です。
63	貴市貸与もしくは現事業者の持込物として、各施設の管理事務所に金庫はありますでしょうか、ご教示ください。	本市が設置している金庫、机、ロッカー等の備品については引き続き貸与します。 本市の備品及び現指定管理者が用意した備品については、別紙6及び別紙7を御確認ください。
64	自転車月間イベントについて、現在は京都府警等の協力を得て大規模なイベントをなさっておりますが、同規模のイベントを実施する必要がありますでしょうか。貴市の考えをご教示ください。	必ずしも同規模の大規模イベントである必要はありませんが、本市の自転車総合計画の推進施策(自転車利用ルールの周知・啓発など)に協力し、自転車利用ルールの啓発や利用促進に資する独自の取組やイベント等を年1回以上提案し実施してください。
65	各施設において、管理人が開閉する必要があるシャッターもしくは扉はありますでしょうか。あれば、施設、設備、開閉時間を変更可能かどうか含めてご教示ください。	松ヶ崎駅、東野駅、柳辻駅、醍醐駅、西京極の自転車等駐車場について、シャッターの開閉を管理人が行っています。 基本的に全ての施設の出入口やシャッターの開閉は、条例等で定められた供用時間や入退場時間に合わせて適切に管理・施錠等を行っていただきますが、施設の利便性向上等の観点から事業計画として御提案いただくことは可能です。ただし、実際に運用時間を変更して実施する場合には、指定管理者として選定された後に本市と事前協議を行い、市長の承認や必要に応じた規則等の改正手続きを経る必要があります。
66	提出書類において匿名とする項目は、事業者名、関連企業名(グループ会社、親会社、子会社など)の他、どのような項目がありますでしょうか。類似実績における他市、他物件など貴市が考える基準があればご教示ください。	匿名で作成する様式においては、事業者名、関連企業名のほか、代表者名やロゴマークなど、応募団体が特定できる記載は黒塗り等で匿名化してください。他市の類似実績等の物件名については、応募者が特定されない範囲であれば記載しても差し支えありませんが、可能な限り特定を避ける表現(「A市駅前駐輪場」等)としてください。
67	各施設に設置されている防犯カメラの所有者は現指定管理者でしょうか。現指定管理者の場合、契約期間が終了すれば撤去されるのかご教示ください。	別紙1「施設概要」の設備概要に記載のある監視カメラ・ITV設備等は本市の所有であり継続して使用いただけます。別紙6に記載のない、現指定管理者が独自に持ち込んだ機器については、原則として指定管理期間終了後に撤去されます。
68	花園駅自転車駐車場のバイク置き場にロッカーが設置されていましたが、使用できないように見受けられました。こちらは今後も使用する予定はないでしょうか。撤去される予定はあるのでしょうか、ご教示ください。	使用する予定はなく、撤去の予定もありません。
69	花園駅自転車駐車場の自転車置き場からバイク置き場に移動する間の階段について、正午～午後5時まで、午後10時～翌朝7時まで閉鎖されておられます。閉鎖されている理由をご教示ください。	当該階段の閉鎖については、防犯上の観点から閉鎖を行っているものです。
70	小物の販売やレンタサイクルなどの自主事業の提案をすることは可能なのでしょうか。提案不可とするものがありましたらご教示ください。	自主事業として提案可能です。ただし、指定管理者として選定された後、運営手法等も含め本市と事前協議が必要であり、公序良俗に反するものや施設の設置目的を著しく妨げるものは不可となります。また、施設内外に設備を設置する場合は条例に基づき目的外使用許可(使用料徴収)が必要となる場合があります。
71	提出書類の様式C水道料金・下水道使用料の調査同意書において、主たる事業所の所在地が貴市以外の場合、所在する自治体に請求し、滞納がない旨を証する書類を提出とあります。 所在する自治体において水道料金・下水道使用料の滞納がない旨の証明書がない場合、こういった書類を提出すればよろしいでしょうかご教示ください。 また当社が直接水道料金を支払っていない場合等、どのような証明書を提出すればよろしいでしょうかご教示ください。	主たる事務所が市外で当該自治体に証明書が存在しない場合は、その旨を記載した理由書及び水道料金・下水道使用料の滞納がない旨の誓約書を御提出ください。いずれの様式も任意で問題ありません。
72	全グループにおいて、駅周辺の放置自転車の過去5年間の撤去台数をご教示ください。	放置自転車の状況や撤去台数等の実績については、本市から提供する参考資料【別紙8】の範囲内で御確認ください。

73	自転車月間イベントにかかる経費は収支計画に含んでよろしいでしょうか、ご教示ください。	御認識のとおりです。自転車月間イベント等の実施に係る経費は指定管理者の負担となりますので、5年間の収支計画（支出）に含めて作成してください。
74	「午前1時から午前5時まで閉鎖いたします」とある施設について、どのように閉鎖および開放しているかご教示ください。	市営地下鉄併設の地下駐輪場等において、入退場時間終了後、施設内の巡回や退場確認等を行ったうえで、自動ゲートの稼働停止や、出入口のシャッター・扉、駅構内との連絡通路の施設・閉鎖等を行っていただきます。
75	今回の公募施設のうち、事業所税の課税対象となる施設があれば、施設名および課税標準となる床面積をご教示ください。	事業所税の課税対象となるか否かについては、関係法令に基づき、各応募者の事業規模や非課税規定等によって異なります。施設の床面積については別紙1「施設概要」を御参照いただき、詳細は所管の税務署等に御確認のうえ適切に処理してください。
76	各施設の直近3年間における備用品費および印刷製本費の実績を開示いただけますでしょうか。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
77	各施設の直近3年間における通信費の実績を開示いただけますでしょうか。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
78	各施設の一般廃棄物処理について、現在は施設毎で廃棄物処理業者に収集を委託しているのでしょうか、もしくは異なる方法で収集を行っているのであればその方法をご教示ください。	施設の清掃作業等で発生した一般廃棄物については、各施設内で保管場所を確保し、指定管理者自らが契約する廃棄物処理業者に処理委託して収集・処分を行っていただきます。
79	支出における詳細を「過去3か年分科目ごと」にご教示ください。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
80	定期利用収入に関して「一般・学生・身障者等」の割合をご教示ください。	別紙11を御確認ください。
81	Cグループにおいては、現在1日2時間の駐在体制となっておりますが、駐在時間・配置体制については事業者提案事項との理解でよろしいでしょうか。	供用時間中は駐在することを基本としていますが、施設の管理・保安上や市民サービスの低下につながらない範囲であれば、事前に本市との協議のうえ、駐在時間の短縮（無人化等）や巡回管理を認める場合があります。現行の体制にとらわれず、効果的・効率的な人員配置を御提案ください。
82	仕様書に記載のある「モニター監視」とは具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか	施設内に設置された監視カメラのモニター映像等を通じて、施設内の安全確認、機器の稼働状況の確認、トラブルや犯罪行為（盗難や悪戯等）の抑止及び早期発見等を行う業務を想定しています。詳細な運用基準は指定管理者において適切に定めてください。
83	Cグループにおいては現在、入退場時間が「5:00～翌1:00」となっておりますが、防犯カメラの増設等の防犯対策を講じたうえで、24時間入退場可能な運用を提案することは可能でしょうか。また、夜間勤務者や早朝・深夜利用者の利便性向上の観点から、24時間運用を検討する余地があると考えております。現行の入退場時間が設定されている理由（防犯対策、周辺環境への配慮、過去の運営上の課題等）がございましたら、併せて御教示ください。	各施設の入退場時間は、本市が条例及び規則（京都市自転車等駐車場条例施行規則など）で定めていますが、利用者の利便性向上やニーズ等を踏まえ、御提案いただくことは可能です。ただし、実際に運用時間を変更して実施する場合には、指定管理者として選定された後に本市と事前協議を行い、市長の承認や必要に応じた規則等の改正手続きを経る必要があります。
84	駐輪場の設備機器について、現管理会社が持ち込んでいるものをご教示願います。また、現在設置されている防犯カメラ設備について、市所有設備でしょうか、または現指定管理者等による持込設備でしょうか。	現指定管理者所有物の備品につきましては、別紙7を御確認ください。現在設置されているカメラ等の備品で、現指定管理者所有物の備品以外のものについては、本市が設置しております。
85	既設機器等について、現在設置されている発券機・精算機・自動ゲート・歩行者用ゲート等について、事業者負担により撤去のうえ、新規機器へ更新する提案は可能でしょうか。	指定管理期間終了後の原状復旧や、市民サービスの低下を招かないこと等を条件として、指定管理者の費用負担により、機器の撤去及び新規導入を御提案いただくことは可能です。
86	85が可能な場合、既設機器撤去時の費用負担についての質問ですが、事業者にて既設機器等を撤去し、新規機器を設置する際、既設機器に係る償却費・リース費用等について、事業者側で別途負担が必要となる事項がございましたら御教示ください。	本市所有の既設機器を撤去し新規機器を設置する場合、撤去や新規設置、期間終了後の原状復旧に係る工事費用等はすべて指定管理者の負担となりますが、本市所有機器の未償却分や残存リース料等を新指定管理者に別途負担していただくことは想定しておりません。
87	85が可能な場合、既設機器の保管・返却等について、事業者にて既設機器等を撤去する際、事業期間終了までの保管義務の有無について御教示ください。また、保管が必要な場合、・保管主体（事業者保管か市側保管か）/・事業終了後の返却要否/・原状復旧または再設置の必要性、についても併せて御教示いただけますでしょうか。	本市所有の既設機器を撤去した場合、当該機器は本市の資産であるため、指定管理期間中は指定管理者の責任において適切に保管（保管場所は原則指定管理者にて確保）し、期間終了後に原状復旧（再設置）していただく必要があります。詳細な保管方法等については指定管理者選定後に本市と協議のうえ決定します。

88	昨今の物価上昇や人件費・光熱費等の管理運営コストの増加を踏まえ、事業期間中に利用料金の見直しを提案することは可能でしょうか。	自転車等駐車場においては、施設の利用料金は本市が条例で定める上限額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとしております。したがって、上限の範囲内であれば期間中の見直し（変更）の提案は可能ですが、事前に本市との協議が必要です。なお、上限を超える場合は条例改正が必要となります。
89	募集要項p.6～7 リスクの負担区分 過去3年間の修繕の実績（内容及び金額）をご教示ください。	別紙4を御確認ください。内容については100万円未満の軽微な補修等です。
90	募集要項p.6～7 リスクの負担区分 「物価の変動」が「協議事項」となっていますが、具体的に、協議をしていただける基準等（上昇率、下落率等）はございますか。	物価の変動に関する日常的なリスク負担については、募集要項に定めている「当年度支出実績の各経費（人件費、光熱水費、その他物件費）の1%以内」を指定管理者の負担とするルールに基づき変動額（納付金）にて調整を行います。これを大幅に超えるような予期せぬ急激な物価変動等が生じた場合の「協議」について、あらかじめ定められた具体的な数値基準等はありませんが、状況に応じて本市と協議のうえ対応を決定します。
91	募集要項別紙1-1 施設概要 収容台数 自転車 平置き台数は、「上記台数の内」との認識でよろしいでしょうか。 一部2段ラックの上段が撤去されているようですが、撤去後の収容台数と考えてよろしいでしょうか。	別紙1「施設概要」に記載の収容台数は、現在の施設における収容台数（合計台数）を示しており、平置き台数等はその内訳または施設ごとの実態に基づくものです。ラック撤去等により運用台数が変更されている場合は、現状の運用台数を反映したものととなります。詳細は必要に応じて現地にて状況を御確認ください。
92	募集要項別紙1-1 施設概要 駐在時間（現行） 現状、9：00～11：00の配置は、3施設それぞれに常駐をされていますか。9：00～11：00の間、3施設を順次巡回管理されていますか。	別紙1「施設概要」に記載の駐在時間のとおり駐在しています。
93	募集要項別紙1-1 施設概要 設備概要 各施設に設置されている歩行者用ゲートの扉は、現状、朝5：00の開放及び深夜1：00の閉鎖は自動ででしょうか。 警備会社もしくは管理員などにより人的に作業をしているのでしょうか。	歩行者ゲートは自動開閉です。
94	募集要項別紙1-1 施設概要 設備概要 歩行者用自動ゲートは、日中は開放され、夜間は閉鎖されているようですが、現状、保守点検作業はされていますか。	定期的な保守点検はしておりません。不具合があれば、その都度対応する予定ですが、これまで不具合は確認されていません。
95	募集要項別紙1-1 施設概要 設備概要 管理事務所内にAEDが設置されている表示を確認しました。「設備概要」に記載がありませんが、現指定管理者様が設置されているとの認識でよろしいでしょうか。	別紙1「施設概要」の設備概要に記載のないAED等の備品については、現指定管理者が独自に設置・持ち込んでいるものであり、原則として指定管理期間終了後に撤去されます。
96	募集要項別紙1-4 収支状況 支出 支出における詳細を過去3か年分科目ごとにご教示ください。	別紙4を御確認ください。これらの経費は指定管理者の負担となります。
97	管理運営業務仕様書 3 業務内容 (2)定期駐車契約車両の新規契約及び更新 定期利用の契約者情報の管理は、3施設それぞれの管理事務所の集計パソコンのハードディスク等で管理をされていますか。 一括でクラウド管理をされるなどの管理方法を導入されていますか。	3施設それぞれの管理事務所の集計パソコンのハードディスク等で管理しています。
98	管理運営業務仕様書 3 業務内容 (2)1自転車月間イベント 「自転車月間イベント年1回」は、今年度開催された「スマイルサイクルクラブ」のような貴市主催のイベントに参加するとの認識でよろしいでしょうか。	御認識とは異なります。本市の自転車総合計画の推進施策（自転車利用ルールの周知・啓発など）に協力し、自転車利用ルールの啓発や利用促進に資する独自の取組やイベント等を年1回以上提案し実施してください。
99	その他 運営方法 やむを得ず、更新期間中に定期更新を行えなかった方への対応は、どうされているか ご教示ください。	本市では把握しておりません。指定管理者において条例に基づき適切に対応いただいています。
100	その他 運営方法 定期更新機に「ラベルの発行は現在していません」の表示を確認しました。その理由をご教示ください。 また、ラベルの発行の停止は、期間限定でしょうか。	月別シールがなくても管理に支障がないため、コスト削減の観点から月別シールを廃止しています。 発行の停止は期間限定ではありません。